

第549回（令和6年度第6回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和7年3月11日（火）15時55分～16時42分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、前田労働基準部長

中塚賃金室長、市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議事

（1） 令和6年度最低賃金の改正決定状況等について

（2） 鳥取県特定（産業別）最低賃金の改正等に関する意向表明について

（3） 令和7年度鳥取地方最低賃金審議等について

（4） その他

ア 令和7年度事業場視察の実施について

イ その他

5 資料目次

（1） 令和6年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

（2） 年度別最低賃金改正一覧表

（3） 令和6年度地域別最低賃金改定状況

（4） 令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況

（5） 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

（6） 令和7年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

（7） 令和7年度における特定（産業別）最低賃金の新設に関する意向表明について

- (8) 意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数
- (9) 令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- (10) 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績
- (11) 地域別最低賃金の1,500円への早期引上げ及び全国一律化、並びに特定最低賃金制度の運用改善を求める決議（中国地方弁護士会連合会）

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第549回（令和6年度第6回）鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、本日は委員全員の出席をいただいております。成立要件であります全委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることについて御報告します。

また、本日の審議会は公開しており、1名の傍聴人がお見えになっています。傍聴者の方は、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の審議会の進行を佐藤会長にお願いします。

○佐藤会長 こんにちは。令和6年度の最終回となっております。また、2年の任期の最後ということで、御協力をお願いしたいと思います。では、議事の次第に従って進めてまいります。

議事の1番目、令和6年度最低賃金の改正決定状況等について、事務局から御説明をお願いいたします。

〈資料説明〉

○佐藤会長 ありがとうございます。では、事務局からの資料説明について、何か御質問などありますか。

（なし）

○佐藤会長 では引き続きまして、議事の2番目です。鳥取県特定産業別最低賃金の改正等に関する意向表明について、事務局からまた説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 特定最低賃金は最低賃金法第15条第1項において、労働者又は使用者を代表するものは労働局長に対し最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができると定められてございます。この申出につきましては、例年、おおむね7月をめどにお願いしているところでございますが、改正の申出が予定されているもの

につきましては、その申出に沿った形で最低賃金に関する実態調査を実施する必要がございます。

そのため、年度内をめぐり、労使各側から改正等の申出の意向の有無を確認させていただき、これを受け、新年度の調査の準備をさせていただいているところでございます。

本日の審議におきまして、現在の特定最低賃金の改正、廃止、さらに、特定最低賃金の新設についての申出の意向の把握を行わせていただきたいと存じます。

なお、既に労働局長に対して、文書による意向表明が3件行われておりますので御報告させていただきます。

資料ナンバー5を御覧ください。本年2月10日に労働者を代表するものとして電機連合鳥取地域協議会議長から鳥取労働局長に対し、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がございました。

続きまして資料ナンバー6を御覧ください。本年2月10日に、労働者を代表する者として、U Aゼンセン鳥取県支部長から鳥取労働局長に対し、鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正に関する申出の意向表明がございました。

続いて、資料ナンバー7を御覧ください。本年2月10日に労働者を代表するものとして、U Aゼンセン鳥取県支部長から鳥取労働局長に対して、百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターを対象とする、特定最低賃金の新設に関する申出の意向表明がございました。

以上、特定最低賃金の、改正・廃止・新設についての申出の意向確認と、現在までに鳥取労働局長宛てに行われました意向表明について、御説明させていただきました。

○佐藤会長 ありがとうございます。では、特定最低賃金の改正、新設についての申出の意向表明につきまして、御意見がありましたら賜りたいのですが、その前にせっかく北畑委員がいらっしゃいますので、御説明をいただけたらと思います。

○北畑委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。よろしくお願いします。

今年度につきましては、今ほど説明をいただきましたとおり、改正と新設について意向表明をさせていただきました。先ほど資料の確認をいただきましたが、資料ナンバー6につきましては従来どおりの改正意向表明を行っています。各種商品小売業を百貨店、総合スーパーでの労働契約ケースでの意向表明になっています。

新設の方、資料ナンバー7でございますが、こちらの方御覧いただきたいのですが、

最低賃金決定要覧の方を使って御説明をさせていただきたいと思っています。

272ページ、273ページですけれども、第13回改定、第14回改定ということで分かれております。第13回改定では令和6年3月31日まで、第14回改定は令和6年4月1日からということになっていますが、各種商品小売業というところがございます。56番です。各種商品小売業、第13回の改定がこれまでどおりの、百貨店と総合スーパー、こちらが産業分類で適用されておりますので、この適用を持ちまして、これまで改正の意向表明をさせていただいていたところです。

令和7年度、その新設に当たっては第14回改定の右の欄の方になります。こちらの産業分類の中に、百貨店、総合スーパーマーケットに加えまして、273ページの右の方になりますけれども、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店、その他の各種商品小売業、こういったものが、第14回改定で、各種商品小売業の産業分類に新たに加えられたというような流れになっています。そのことに基づきまして、新しいこういった内容が加わったということで、従来の括りから変更されたので、今後に向けてこちらに移行ができないかと考えております。よって、この部分の新設について意向表明をさせていただいています。しかしながら、疎明資料ですとか、労働者数ですとか、現在その準備を進めているところがございますので、この部分に移行することを考えておりますが、それによって、どちらかを取り下げるということも考えておりますので、今現在の意向表明ということでは、その新産業分類に変更があったということに基づいた新設の意向表明です。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。使用者側何か質問とか御意見ありますか。

○西村委員 趣旨は十分理解できるので、実態にあった方向に修正をするという意図はよく分かった上での話ですけれども、ただ全国的に言うと、このいわゆる特定という部分の分類をなるべく簡素化していったって、全体としての効率化を図っていくということも必要だという流れも一方ではあると思うので、どういう方向に持っていくのが一番いいのかというのはいろいろな議論の中で、決めていきたいと思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、現在、意向表明が提出されている産業別の特定最低賃金についての今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 今般、令和7年度の特定最低賃金の改正及び新設の申出の意向表明をいただいたところでございます。

資料ナンバー8、23ページを御覧ください。改正に係る意向表明のありました2業

種の「適用労働者数」と「適用使用者数」をお示ししてございます。カッコ内の数字は昨年度の数値となっております。御覧いただいております、適用労働者数と適用使用者数について、御説明いたします。

まず、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる「経済センサス」の最新の結果に基づくこととされておりました、厚生労働本省の指示により、令和3年経済センサス活動調査結果の、最新の令和3年次フレームをもとに、その後、適用除外者数を控除する等の補正をしております。適用除外者の人数については、令和6年度最低賃金基礎調査結果より算出をした適用除外率を持って推計した適用除外者数の推計値を算出し、それを除いた数値を適用労働者数としております。

次に、鳥取県各種商品小売業につきましては、労働者数は、全数調査を行っておりますので、適用除外労働者数は、電機と同じように令和6年度の最低賃金基礎調査結果より算出した適用除外率を持って、推計した適用除外労働者数を控除して更新しております。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業の適用労働者数ですけれども、カッコ書きの昨年度の数字を見ていただきますと、500人ほど増加している状況でございます。これにつきまして、考えられる理由について、厚生労働本省に問い合わせ確認いたしましたので、報告させていただきます。この23ページの段階の米印2番目を御覧いただきますと、算出の元となるデータベースは令和3年次フレーム確保集計結果としておりますが、昨年度に利用したものにつきましては、令和3年次フレーム速報集計結果となっております、速報集計結果は調査を早期に公表することを目的として、集計公表されるもので、その後調査結果の更なる精査が1年程度かけて行われて、確報集計結果として公表されます。そのため、今回の適用労働者数、適用使用者数に変動が生じているものでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。新設に係る意向表明がありました業種の適用使用者数と適用労働者数をお示ししています。複数の産業のうち、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターにつきましては、先ほどに説明しました改正に係る産業のように最低賃金の基礎調査を行っておりません。そのため、令和3年経済センサス活動調査結果の最新の令和3年フレームに、日本産業分類の細分類、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターを表記するような細分類の人数が把握できないことになっております。まだ基礎調査を行っておりませんので、適用除外者数についても同様

に把握できません。

したがって、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターの適用使用者数と適用労働者数については、経済産業省が公表しております令和3年度経済センサス活動調査事業所に関する集計から確認ができましたので、その数字と先ほどの改正に使用しました百貨店と総合スーパーマーケットの数字を合算した数字でお示ししております。

事務局といたしましては、お示した推計人数については、令和7年度特定最低賃金の改正等の申出に当たって、要件を判断する基準となりますので、こちらの数字でお願いしたいと思います。

今後の予定でございますが、令和7年度の審議に係る作業といたしまして、改正と新設、合わせて三つの特定最低賃金について、最低賃金基礎調査等の所要の手続きを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。資料ナンバー8の説明と、今後の予定について説明をいただいたところですが、ただ今の事務局からの説明について、何か御質問などありますでしょうか。

○河村委員 先ほど、事務局の方から説明していただいたとおり、今回のその適用労働者数に関してはこれで了承いたしました。ただ、この適用労働者数というのは、法的根拠をもって申出をする根拠になるベースの非常に重要な数値だと認識をしておりますので、今年もそうでしょうけれども、事務局として正確な数字の把握に努めていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それと、新設の部分に関してですが、事務局としても苦勞をされたのだろうというふうにお察します。ただ、この分類の区分けの変更は、本省の方がリードされながら行われたものであって、本来であれば、この分類によるその適用労働者数の把握も含めて当然想定をしておくべき話だと思っておりますので、本省の方になろうかと思えますけれども、そういった意見が、地方の方からも出ているということは、是非お伝えをいただければと思います。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。そのほかありますでしょうか。使用者側よろしいですか。

(なし)

○佐藤会長 では、改正及び新設、その必要性の有無など、具体的な審議につきましては、申出書の提出後に進めていくことを本日確認させていただきたいと思えます。

なお、特定最低賃金は、関係労使の合意が基本となることから、その趣旨等を関係労使の当事者が了知しておくことがその後の円滑な審議にとって重要となりますので、関係労使当事者間の意思疎通を図っていただきたくお願いいたします。

では、議事の２番目はここまでとしまして３番目です。令和７年度、来年度の鳥取地方最低賃金審議等について、事務局から説明をお願いいたします。

○中塚賃金室長 資料ナンバー９を御覧いただきますと、令和７年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表が示されています。

２５ページを御覧ください。令和７年度の地域別最低賃金につきまして、８月５日火曜日に答申をしていただきますと、１０月１日水曜日の発効は可能となっております。特定最低賃金につきましては２８ページを御覧ください。例えば、鳥取県の目指しております年内発効の１２月３１日水曜日発効といたしますと、１０月３０日木曜日までに答申していただくことが必要となります。令和７年度の審議日程につきましては、中央最低賃金審議会の目安小委員会の日程も踏まえながら調整させていただきますが、ここ数年と同様の審議日程でひとまず計画をしたいと考えております。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。本年は、参議院議員通常選挙が予定されておりますが、何かその影響等の情報等がありますでしょうか。

○中塚賃金室長 特段選挙の影響等の情報は得ておりませんが、過去の状況をみますと、やはり選挙に伴って遅れるという状況を把握しております。

○佐藤会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から質問等ありましたら、お願いいたします。

○河村委員 先ほど説明があった日程についてですけれども、例えば２５ページのところで、発効が１０月１日の発効のところの、左側答申の部分を見ていただくと、８月４日答申ということになります。これからすると、通常の流れでいきますと、中央最低賃金審議会からの目安が示されるのが７月末ということから考えると、審議日程が全く取れない状況での発効ということになってきますので、カレンダーだけ見ても、審議日程の確保は非常に難しいのではないかと思います。それに併せて、先ほど佐藤会長の方から、御発言がありましたように、今回は参議院議員選挙があるということもございますので、その辺りも含めて、中央最低賃金審議会での審議を前倒しで行っていただくなど、中央の審議に影響を及ぼさないように、是非御考慮をいただきたいと思います。それで、これも本省になろうかと思えますけれども、申し送りをしていただければと思います。以上で

す。

○佐藤会長 ありがとうございます。そのほか御意見などありますでしょうか。ここ数年、鳥取地方最低賃金審議会の専門部会は、連休前に結審というところを目指しておりますので、おそらく8月8日ぐらいをめどに動いていくのかとは予想はつきますけれども、目安が出てからということになりますので、目安が遅れていけば遅れていくほど、やはり審議日程の確保というのは難しくなってきた、8月後半まで持ち越してしまうということもありますので、今、河村委員の方から話があったように、中央最低賃金審議会の日程等も考慮していただきたいと思います。

そのほかありますか。

(なし)

○佐藤会長 それでは、議事の4番目、その他に行きたいと思います。その他の令和7年度事業場視察の実施について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長 御説明いたします。資料ナンバー10には、平成29年以降の事業場視察の実績をお示ししております。

令和2年度、令和3年度は、コロナの影響によりまして実施できませんでしたが、令和4年度、令和5年度は、出席人数を公労使の代表委員3名と、事務局の3名の6名に絞り、実施しております。本年度につきましては、32ページにありますとおり、丸由百貨店の視察を行い、事業概要や最低賃金制度に関する御意見等をいただいて、その御意見については第544回鳥取地方最低賃金審議会で御報告させていただきました。審議会委員全員参加の方向で調整をしたところですが、視察先事業場の意向もありまして参加人数を縮小したものです。

事業場視察につきましては、令和7年度も実施予定として検討させていただければと考えておりますので、希望の業種、又、実施の時期などについて、御意見をお願いしたいと思います。日程を補足説明いたしますと、令和4年度以降は事前に、全委員の御了承をいただいた上で、第1回本審の前に実施し、第1回本審において御報告するというスケジュールにしております。

令和7年度の事業場施設について、御検討をお願いいたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。令和7年度の事業場視察について、審議をしたいと思いますが、まず参加人数についてですが、何か御意見ありますでしょうか。

○河村委員 参加人数ですが、当然、これは事業場視察の受入先の御意向というの

も十分考慮する必要はあると思いますが、現場の生の意見を聴き取れる非常に重要なタイミングだと思いますので、できることであれば、審議会の委員の皆さんがそれぞれ御都合もあろうかと思いますが、委員の皆さんが参加をされるということを、前提にお考えをいただきたいというのが私の意見です。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。その他、参加人数について御意見のある方いらっしゃいますか。

(なし)

○佐藤会長 それでは、河村委員から御意見がありましたので、委員全員の方向性で検討はするけれども、受入先が何人受け入れられるかということもありますので、その調整をしつつ、また、日程の合わない方もいらっしゃると思いますので、調整していくということにさせていただきたいと思います。

次に、実施の時期についてですが、賃金室長から説明があったように、第1回本審の前に実施し、第1回本審で報告するという方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 これについては、この日程でお願いしたいと思います。

次に、事業場視察の対象事業場の業種とか規模についてですけれども、こちらについて何か御意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

○西村委員 候補が一つあるのですが、委員全員で15名プラス事務局の方ということになると、20名近くの人間が行くことになりますので、そうすると多分規模的には数百名ぐらいのところでなければ受入れは難しいだろうというふうに思います。

東部がいいのか中部がいいのか西部がいいのかというところは皆様の御意見は伺いたいというふうに思います。おそらく数百人規模ということになると、製造業が大体思い浮かぶと思いますので、もしも、私の方で御提案させていただくことになれば、製造業で、300人程度従業員がおられるようなところの会議室の大きなものが御用意いただけるようなところということになると、だいぶ絞られてくるのかと思います。

○佐藤会長 はい、ありがとうございます。今、御提案があった東部なのか、西部なのか中部なのかというところですが、こちらについてはいかがですか。

(なし)

○佐藤会長 おそらく多くの人数が出席できるとなると、東部の方がいいのかなと思いますけれども、また移動のこともありますので、そうすると、原則東部ということで、製

造業で規模の大きなところというところで、実施時期は、第1回本審の前、そして、人数は、原則全員出席の方向ではあるけれども、受け入れ先とか、あと委員御本人の都合によるということで、お願いしたいと思います。

今の方向性で、あとは事務局の方に一任ということでお願いしたいと思います。

○中塚賃金室長 承知しました。御希望に沿う形で実施できるように、努力したいと思います。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

続きまして、その他のその他ですけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○中塚賃金室長 一点、鳥取県の最低賃金に关します要請がありましたので、御報告させていただきます。

資料ナンバー11を御覧ください。令和6年11月22日付けで、中国地方弁護士会連合会理事長、坂下宗生様から中国地方管内各県地方最低賃金審議会宛てに、中国地方弁護士大会における決議の送付についてとして、郵送されております。

34ページからを御覧いただきますと決議の内容が記載されておりますが、地域別最低賃金の1,500円への早期引上げ及び全国一律化、並びに特定最低賃金制度の運用改善を求める決議と題しまして、国会、厚生労働省、中央最低賃金審議会、各地方最低賃金審議会宛てに3項目ございますので、読上げをいたします。

1、必要な中小企業支援策を実施した上で、地域別最低賃金の全国加重平均額を2030年代前半には1,500円に引き上げること。

2、地域別最低賃金の地域間格差を早期に是正した上で、全国一律最低賃金制度を導入すること。

3、特定最低賃金について、決定・改正の「申出の要件」や「必要性判断」に関する中央最低賃金審議会答申の運用方針を是正し、特定最低賃金の調査審議、決定・改正が促進されるようにすべきこと、を求める。以上のとおり決議する。

先方には、本件について回答は行わない旨の連絡をしております。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。中国地方弁護士会連合会から今回、地域別最低賃金の1,500円への早期引上げ及び全国一律化、並びに特定最低賃金制度の運用改善を求める決議というものが提出され、それについて、今、御紹介いただきました。この件について、何か御質問とか御意見などがある方はお願いいたします。

(なし)

○佐藤会長 では、既に回答はしない旨を伝えてあるということですので、これについては、承ったということで、以上ということにさせていただきたいと思います。

では、その他事務局から何かありますでしょうか。

○中塚賃金室長 本年度最後の審議に当たりまして、鳥取労働局長より御挨拶を申し上げます。

○平川労働局長 本年度最後の審議会ということですので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

佐藤会長始め、審議会委員の皆様方におかれましては、本年度の最低賃金の審議に当たりまして、大変なお時間とお手間をいただきました。どうもありがとうございました。感謝申し上げます。

本年度を振り返ってみますと、地域別最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の目安額が50円ということで、A、B、Cランク全部が同額でかつ、過去最高額だったという負担の中での審議でございました。大変長時間にわたる丁寧な御審議をいただきまして、57円の引上げ、957円ということで、答申を頂いたところでございます。

また、特定最低賃金につきましても、それぞれの立場から丁寧かつ真摯に、御審議をいただきまして、前回一致により答申を頂いたところでございます。改めまして感謝申し上げます。

最低賃金につきましては、「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を続ける」といった政府目標があり、今年の通常国会の石破総理の施政方針演説でも改めて言及されているところでございます。

そうした中で、鳥取県におきましては、今年の1月ですけれども、鳥取県版政労使会議が開催されまして、労務費の適切な価格転嫁への理解を深めるための取組の必要性などの共有が図られたところでありますし、政労使が一体となって、賃金引上げに向けた取組を進めていくということが、確認されたところでございます。

今年の春季労使交渉につきましては、明日12日が集中回答日ということで伺っておりますけれども、賃金の引上げにつきましては労使の真摯な交渉の結果決まるということではございますけれども、労働局といたしましては、引き続き、中小企業において賃金の引上げが可能となるように、中小企業の生産性向上に向けた支援ですとか、あるいは適切な価格転嫁が進むようにということで、各関係省庁とも連携をいたしまして、適正な価格転嫁の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

本日は、第57期最後の審議会ということでございます。私事ですけれども、私も今年3月末で異動ということになってございます。改めまして、各委員の皆様のこれまでの2年間の御尽力に心より感謝を申し上げますとともに、引き続き、労働局の行政運営に当たりまして、御理解、御協力を賜ればということのお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方から、何か御発言がありましたらお願いいたします。

○河村委員 私もこの度を持ちまして、この最低賃金審議会の委員を外れさせていただきます。思い返せば2015年から10年間ということで、気付けばもう10年も経ったのかなというふうに思っています。

その間、公益委員の皆さん、あるいは使用者側委員の皆さんと、真摯に議論を重ねてこられたというのも、皆さんのお支えがあってこそだと思っておりますし、その審議を支えていただいた事務局の皆さん、メンバーは大分変わりましたが、事務局の皆さんにも、大変お支えをいただいたと思っております。立場的には労働者側の委員ということで、いろいろと厳しいことも言わせていただいたと思っておりますけれども、目指すべきところは、やはりこの鳥取の地域を豊かな経済発展にという思いは一緒だというふうに思います。

これまでの間、私としても非常に勉強させていただきましたし、これからもこの最低賃金審議会が地方に果たす役割というのは非常に大きいと思っておりますので、これからも皆さんの方で頑張っていただきたいと思います。

永きにわたり、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○植木委員 私事です、実は今年度もちまして現在の鳥取短期大学を退職することになりました。次年度は宮崎県の方に異動になり、その関係で今回を持ちまして、最低賃金の審議会を退任させていただくという形になりました。私もおよそ8年間お世話になりました。

昨今、非正規労働者が40%という時代状況の中での最低賃金制度なので、役割が非常に増しています。かつ、近年コロナ明けから非常に高い引上げ額を巡って労使の交渉が激しく行われているというその現場に立ち合わせていただいたということは、非常に勉強させていただいたと思っております。もし宮崎に行った後にこの最低賃金の審議会の話が

来た時には、この8年間勉強させていただいたことを活かしていきたいなと思っています。
誠にありがとうございました。

○佐藤会長　ありがとうございます。そのほか御意見のある方いらっしゃいますか。

それでは、本日の最低賃金審議会ですけれども、冒頭にも申し上げたとおり、令和6年度最後の審議会ということと同時に、皆さん任期は2年間ですけれどもその任期の最後ということでもありますので、私からも一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

この2年間会長職を務めさせていただきまして、使用者側委員の皆さんには、大変御苦勞御面倒をおかけして申し訳ないと感じている次第です。また、労働者側委員の皆さんにも、要求額に満たない額で結審をさせていただいておりますので、その点においてもまた申し訳ないというふうに感じております。

鳥取県のこの最低賃金審議会の大きな特徴かと思うのですが、労働者側委員の意見だけではなく、使用者側委員の意見だけではなく、両方を擦り合わせていただいて、どうしてもまとまらないところは、公益の方で意見を出させていただき、それに賛成していただけるか、いただけないかということで、結審をさせていただいているというところなんです。

本当に、使用者側委員の皆さんも労働者側委員の皆さんも、非常にロジカルにお話を展開していただいて、我々としてもいちいち勉強させていただいて、現場はそうなのか、労働者の方こういうふうに思っているのか、経営者側はこういうふうに考えているのかということを、毎回勉強させていただく中で、鳥取が豊かになって、そして経済的にも強く逞しくなれるような最低賃金の額というのはどんな額なのかということを、毎年8月は頭を悩ませながら決めさせていただいているところです。これは公益の委員だけで決めているわけではなくて、やはり労働者側、使用者側が双方、本当に真摯に御意見を述べていただいた賜物だと思っておりますので、今後も鳥取の発展のためによろしく願いたいと思います。

それでは、これにて本日の審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。